

「緑小学校地域防災拠点運営委員会」規約

第一条(名称及び事務所)

本会は「緑小学校地域防災拠点運営委員会」と称し、事務所を認可地縁団体

鴨居第八地区自治会館内に置く。

住所：横浜市緑区鴨居町2431番地2

第二条(区域)

本会の区域は、横浜市緑区鴨居五丁目、六丁目、七丁目並びに
鴨居町及び竹山の一部とする。

鴨居連合自治会の第五地区、第六地区、第七地区、第八地区である。

第三条(目的)

本会は、緑小学校地域防災拠点の運営を行うことを目的とする。

これは、横浜市防災計画「震災対策編」の「災害対策編」>第2部災害予防計画>
第8章災害に強い地域づくり>第1節自主防災組織の強化に基づき、地震に強い都市
づくりに参画し、区域住民の安心安全に寄与するためである。

第四条(事業)

1 事業には震度5強以上の災害時（以下、「発災時」という。）の活動と平常時の活動がある。平常時の活動は発災時の活動が速やかに滞りなく行えるよう準備する活動である。発災時には、平常時に取り決めた通りに行えるとは限らないが、臨機応変に活動できるように配慮する。

2 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 平常時の主な活動

ア.区域住民が防災活動を理解し、発災時に避難所を開設し運営するための
「開設・運営マニュアル（以下、「マニュアル」という。）」を作成する。

イ.発災時に備え上記マニュアルに基づいた防災訓練を定期的に行う。

ウ.防災機材等の取扱い訓練及び防災研修会の開催

エ.区域の防災リーダーの養成

オ.業務に必要な機材や物資の購入と備蓄庫内の点検・保守を行う。

(2) 発災時の主な活動

ア.鍵の開錠、建物の安全確認

イ.避難所の開設、避難者区割り、誘導

ウ.負傷者の応急手当、高齢者・障害者等要支援者の援護と安否確認

エ.家族の安否確認、区域自治会員の安否確認、防災資材等を活用した救助

オ.仮設トイレの設置や食料・救援物資等の配布

第五条(組織)

本会の運営母体は鴨居第五地区自治会、鴨居第六地区自治会、鴨居第七地区自治会及び鴨居第八地区自治会であり、単位自治会から推薦された委員及び運営委員会から推薦された委員をもって構成する。組織図を細則に記載する。

第六条(役員の構成)

本会の運営に当たり次の役員を置く。

運営委員長1名、運営委員長代行1名、副委員長4名、マニュアル委員長1名、会計2名、監事1名、庶務班長1名、情報班長1名、救護・救出班長1名、食料・物資班長1名、マニュアル班長1名。但し、必要に応じて役員の構成変更を行う。

第七条(班員の構成)

前条の役員の基に、運営委員として次の班員を置く。

庶務班員、情報班員、救護・救出班員、食料・物資班員、マニュアル班員。

第八条(各地区と防災拠点と緑区災害対策本部の関係)

各地区自治会と防災拠点と緑区災害対策本部とは密接な関係がある。

その関係図を細則に記載する。

第八条の二(各地区と防災拠点との連絡)

各地区と防災拠点の連絡を円滑につなぐために地区連絡担当者を設ける。

地区連絡担当者の役割は、平常時においては防災拠点活動(協議会および訓練等)の状況を地区理事会等に伝達し周知する。発災時においては、地区からの発災状況(安否確認状況、在宅避難者情報、救援物資要請等の生活基盤形成要請)を拠点へ伝達する。また拠点からの情報(救援物資配布、教護救出、ボランティア派遣)等を地区の災害本部に伝達する。

第九条(役員の選出)

- 1 防災拠点の委員は、第五～第八地区自治会から推薦された自治会員とする。
- 2 各地区自治会は、防災拠点の委員を推薦する。(人数は細則に依る)
- 3 役員は、各地区自治会の持ち回りではなく適材適所で役割を決める。
- 4 役員の主体は、前期委員を中心に新期委員候補の情報を加味して決める。
委員長以下役員は立候補又は互選により選出する。
- 5 役員の選出では、次の点に留意し、該当者の選出は避けたい。
発災時に、地区自治会長は「いっとき避難場所」等自地区の運営が必要である。
消防職員、消防団員、警察官、自衛官、公務員、医師、看護師、等は
発災時には遂行すべき業務がある。

第十条(役員の役割)

運営委員長は本会を統括する。運営委員長代行は運営委員長を補佐し必要に応じて業務を代行する。副委員長及びマニュアル委員長は任務事項で委員長を補佐する。副委員長の任務事項は、庶務、情報、救護・救出、食料・物資であり、それぞれの班を統括する

会計は主査と副主査の2名で、会計業務(予算と実行)を担当し年1回報告会を行う。
監事は1名で、本会運営の監査(含む会計監査)を行う。
各班の班長は、該当任務分野で班員を取りまとめ各班の業務を遂行する。
各班の役割の詳細は、マニュアルに記載する。

第十一條(委員の任期)

一期を二年間とする。但し再任を妨げない。
尚、活動の継続性に鑑みて、任期終了後にオブザーバー期間（一年間）での継続活動を期待する。

第十二条(会議等)

- 1 本会には、運営委員会（班長以上）と拡大運営委員会とマニュアル委員会がある。
運営委員会は、運営の見直し、役員の見直し、規約類の見直し、備蓄品の見直し及び会計報告（決算と予算）の案の策定を行う。
- 2 運営委員会には、運営委員が必要と認めた者を参加させることが出来る。
- 3 拡大運営委員会は、当会委員（役員と班員）全員と関係機関職員が参加し、運営委員会の策提案について、審議し決定する。
- 4 マニュアル委員会は、マニュアル委員長以下マニュアル班員と必要な委員が参加審議して、マニュアルの作成と保守を行う。
- 5 本規約に記載のない事項は、運営委員会で検討し決定する。
- 6 運営委員会及び拡大委員会には過半数の出席を求める。

第十三条(運営資金)

- 1 横浜市地域防災活動助成金及び区域の自治会からの補助金などで事業を運営する。
- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第十四条(保険)

- 1 運営委員の拠点運営や防災訓練の事故に備えて「横浜市市民活動保険」に加入する。
- 2 防災訓練時の一般参加者については適切な保険に加入する

第十五条(規約の改廃)

規約の改廃は、運営委員会に於いて出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第十六条(細則の制定)

本規約運用のために必要な細則は運営委員会の議決を経て委員長が定めることとする。

附則

(規約制定及び施行)

- 1 本規約は平成7年から区域の自治会、関係機関などで組織した緑小学校防災拠点運営委員会が継続して運営してきたものを明文化したものである。
- 2 本規約は令和2年7月1日より施行する。

規約の改版履歴

初版（2020.6.28）発行

二版（2022.4.26）発行